

令和8年5月農業委員会総会議事録

令和8年5月25日午後3時00分、令和8年5月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に召集する。

出席委員 20名

1番 平井 秀樹 委員	4番 前田 優考 委員	5番 福士 章逸 委員
6番 金田 公隆 委員	7番 工藤 堅 委員	8番 對馬 雅之 委員
9番 藤田 善明 委員	10番 小林 政貴 委員	11番 木村 芳文 委員
12番 町田 高司 委員	13番 戸澤 幸彦 委員	14番 石岡 人志 委員
15番 田村眞裕美 委員	17番 成田 毅 委員	18番 小田切 葵 委員
19番 疋森 弘義 委員	20番 高橋 貴志 委員	21番 小田桐武志 委員
22番 種澤 達也 委員	25番 小嶋 勇成 委員	

欠席委員 4名

3番 佐藤 修司 委員	16番 岩谷 裕子 委員	23番 嶋口 千速 委員
26番 川村 陽彦 委員		

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	荒谷純一郎	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	中谷 陽
事務局相馬分室総括主査	佐藤 宏郁		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第24号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第25号	農地転用許可に係る意見について
議案第26号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第27号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第28号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第29号	地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について
報告第17号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第18号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第19号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第20号	非農地の判断について
報告第21号	「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価」について

事務局次長 会議を始める前に皆様をお願いをいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。それではただ今から、令和8年5月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長 なお本日は、東目屋地区の竹内龍雄推進委員にご出席いただいております。皆さまよろしくようお願いいたします。それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくようお願いいたします。

議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。欠席者の通告があります。議席番号3番佐藤修司委員、16番岩谷裕子委員、23番嶋口千速委員、26番川村陽彦委員の4名であります。ただいまの出席者数は20名で定数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。6番金田公隆委員、7番工藤堅委員、8番對馬雅之委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第24号を議題といたします。議案第24号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 1ページをお開き願います。議案第24号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田8件18,889㎡、畑13件48,796㎡、合計21件67,685㎡であります。また、使用収益権関係では、田15件67,209.67㎡、畑11件58,491㎡、合計26件125,700.67㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る5月12日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、工藤堅委員、對馬雅之委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3ページをお開きください。所有権関係、受付番号15番について申し上げます。譲受人は、幼少期より申請地において父と共に野菜を栽培してきました。譲渡人である父が高齢になってきたため、贈与を受ける事になったと申し述べておりました。申請地では、父の指導のもと枝豆を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。6ページをお開きください。所有権関係、受付番号25番について申し上げます。譲受人は、これまで申請地において妻の両親と共に、12年以上りんご栽培をしてきました。譲渡人である義理の母が高齢になってきたため、本申請に至ったと申し述べておりました。譲受人は農協組合員であり、組合員とともに地元のりんご栽培の発展にも関わっているため、技術力等、特に問題はないと判断しました。8ページをお開きください。所有権関係、受付番号29番について申し上げます。譲受人は、

調査委員長	<p>10代のころから家族と一緒に野菜を栽培してきました。一度は農業から離れ、アルバイト等で農業に携わってきましたが、再び農業を始めたいと考えていたところ、農地を取得する見通しができたため、本申請に至ったと申し述べておりました。取得地では、栽培経験のある、かぼちゃ等を栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。11ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号34番について申し上げます。借受人は農業関連の会社に就職し、果実の栽培に数年間携わっている中で、遊休農地の増加に危機感を持ち、新規就農を決意しました。今回、農地を貸借する見通しがたったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人から指導を受けながら、ヘーゼルナッツを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。</p>
議 長	<p>現地調査をした委員から補足説明ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
高橋貴志委員	<p><議事参与の制限に該当する旨の申出あり></p> <p>(高橋貴志委員退席)</p>
議 長	<p>「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に9ページ、所有権関係、受付番号32番から10ページ、受付番号35番について御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>当該申請は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、当該申請については、許可することに決定いたします。高橋委員の着席をお願いします。</p> <p>(高橋貴志委員着席)</p>
石岡人志委員	<p><議事参与の制限に該当する旨の申出あり></p> <p>(石岡人志委員退席)</p>
議 長	<p>「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に21ページ、使用収益権関係、受付番号56番及び受付番号57番について御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>当該申請は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

- 議 長 異議ないものと認め、当該申請については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
- (石岡人志委員着席)
- 議 長 それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請以外について、御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 本案については、委員会報告のとおり決定して、御異議等ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、本案については、許可することに決定いたします。次に、議案第 25 号を議題といたします。議案第 25 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 23 ページをお開き願います。議案第 25 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 426 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 小田桐調査副委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、農業用倉庫及び資材置場で、農地区分が第 3 種農地となっており、原則許可相当の農地区分であります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
- 議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
- (な し)
- 議 長 それでは、議案第 25 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 議案第 25 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、議案第 25 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 26 号を議題といたします。議案第 26 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説

議 長	明を求めます。
事務局次長	27 ページをお開き願います。議案第 26 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が畑 2 件 760.77 ㎡、使用収益権関係が畑 1 件 615 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。29 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 2 番は普通住宅 1 棟で、受付番号 3 番は資材置場及び駐車場であります。いずれも農地区分が第 3 種農地となっており、原則許可相当の農地区分であります。30 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番は資材置場で、農地区分は第 3 種農地となっており、原則許可相当の農地区分であります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上、申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 26 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 26 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 26 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 27 号を議題といたします。議案第 27 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。議案第 27 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 31,573 ㎡、畑 25 件 107,836.69 ㎡、その他 16 ㎡、合計 33 件 139,425.69 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 5 件 47,734 ㎡、畑 7 件 102,493 ㎡、合計 12 件 150,227 ㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長

33 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 37 番から 44 ページ受付番号 69 番及び 45 ページ使用収益権関係、受付番号 6 番から 51 ページ受付番号 17 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。34 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 40 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、昨年 3 月から父が営む農業に本格的に従事してきました。農業にやりがいを感じ、これから自分でも農業を経営していきたいと考え、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでの農業経験を活かし、父からの指導も受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。36 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 48 番について申し上げます。譲受人は、平日パートとして働きながら、11 年前から 7 年間りんご畑でアルバイトをしており、その後 4 年間知人から特定農作業受委託により、りんごを自身で栽培してきました。今後、野菜の生産量を増やし、無人販売やネット販売をしたいと考え、本申請に至ったと申し述べておりました。りんご栽培の経験に加え、これまでも家庭菜園で野菜を栽培してきており、技術力等、特に問題はないと判断しました。40 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 58 番について申し上げます。譲受人は、非農家出身ですが、自動車整備・販売業を営む傍ら、小規模ではありますが、家庭菜園で妻と共に野菜栽培を行ってきました。現状の栽培面積だと手狭になってきたため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は農家の知人から指導を受けながら、野菜を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。44 ページ所有権関係、受付番号 68 番及び 69 番、及び 46 ページ使用収益権関係、受付番号 7 番から 51 ページ受付番号 17 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。そのほかの内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

福士章逸委員

<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり>

(福士章逸委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 39 ページ、所有権関係、受付番号 57 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、当該申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。福士委員の着席をお願いします。

(福士章逸委員着席)

石岡人志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり>

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 44 ページ、所有権

- 議 長 関係、受付番号 68 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、当該申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
- (石岡人志委員着席)
- 戸澤幸彦委員 <議事参与の制限に該当する旨の申し出あり>
- (戸澤幸彦委員退席)
- 議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 44 ページ、所有権関係、受付番号 69 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、当該申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
- (戸澤幸彦委員着席)
- 議 長 それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請以外について、御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 本案については、原案のとおり決定して、御異議等ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、本案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
- 次に、議案第 28 号を議題といたします。議案第 28 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 53 ページをお開き願います。議案第 28 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 3 件 6,088 ㎡、農用地区域内の用途変更が 2 件 363 ㎡、農用地区域内農地への編入が 1 件 211 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。55 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号 1 番及び 3 番は、除外後の農地区分は第 3 種農地で、原則許可の農地区分であり、転用許可基準を満たすものであります。整理番号 2 番は、除外後の農地区分は第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。56 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番及び 2 番は、農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。57 ページをお開きください。弘前市編入の整理番号 1 番は、申出人が所有する農地で、農振混在地域ですが、今回、第三者へ売却することとなり、農地売買等事業を活用するため、農用地区域内への編入の申し出があったものです。現況からも農用地への編入は妥当と判断しました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
- 議 長 それでは、議案第 28 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 議案第 28 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、議案第 28 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
- 次に、議案第 29 号を議題といたします。議案第 29 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 59 ページをお開き願います。議案第 29 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に基づく地域計画の変更について、市長より同条第 6 項の規定に基づく意見並びに同条第 3 項の目標地図の素案の作成を求められたことから、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき本会で決定したいため、審議を求めるものであります。60 ページをお開き願います。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が 4 件 3,415 ㎡、地域計画への新たな農地の位置付けが 1 件 12,024 ㎡であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 事前調査会では、市で策定した地域計画から除外及び地域計画に新たに位置付ける農地について検討いたしました。今回除外する予定の 4 件 3,415 ㎡の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、地域計画への位置付けをする予定の 1 件 12,024 ㎡の農地は、補助事業を活用するため、地域計画に位置付ける必要があることから、地域計画の変更及び目標地図の素案の作成は妥当であると判断いたしました。以上であります。
- 議 長 議案第 29 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

	(な し)
議 長	議案第 29 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 29 号は、地域計画の変更について異議ないものとし、また、目標地区素案について原案のとおり決定いたします。 次に、報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	73 ページをお開き願います。報告第 17 号は、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 126,191.26 m ² 、畑 13 件 160,966.38 m ² 、合計 19 件 287,157.64 m ² であります。なお、届出理由につきましては、75 ページから 80 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 17 号について、御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	次に、報告第 18 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	81 ページをお開き願います。報告第 18 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 320 m ² であります。なお、届出理由につきましては、83 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 18 号について、御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	次に、報告第 19 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	85 ページをお開き願います。報告第 19 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 27,202 m ² 、畑 4 件 15,120 m ² 、合計 13 件 42,322 m ² であります。なお、解約理由につきましては、87 ページから 88 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 19 号について、御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	次に、報告第 20 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	<p>89 ページをお開き願います。報告第 20 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 2 筆 1,662 m²であります。以上であります。</p>
議 長	<p>報告第 20 号について、御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>次に、報告第 21 号を議題といたします。報告第 21 号は、「令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「令和 7 年度最適化活動の目標に対する点検・評価」についてであります。事務局から報告を求めます。</p>
事務局次長	<p>報告第 21 号は、「令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「令和 7 年度最適化活動の目標に対する点検・評価」であります。報告理由は、令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」第 1 の 3 によるものであります。関係資料として A3 の用紙を 2 枚配布しております。右上に別紙 1 と書かれた「令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」と別紙 2 と書かれた「令和 7 年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。別紙 1 についてご説明します。こちらは各委員個別の実績とその実績に対する農業委員会の評価となっております。右上の氏名欄に委員の氏名を記載しておりますので、ご自身のものか確認をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、内容をご説明します。1 の(1)「最適化活動の実施状況」は、令和 7 年度に皆様から提出いただいた活動記録簿を基に月別の活動実績を集計したものととなります。続きまして、その下の表(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果をご覧ください。①「成果目標の達成状況」については、「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」の各項目が担当区域の委員で同一の実績となります。右の表に移りまして、②自己の点検・評価については、皆様に先日回答いただいた内容を基に記載したものととなります。下の表に移りまして、2「農業委員会による点検・評価」については、委員ごとの農業委員会からの全体としての評価となっております。以上で別紙 1 の説明を終わります。続きまして、2 枚目の別紙 2 をご覧ください。「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」について、ご説明します。上の表に記載してある内容が、市農業委員会全体の点検・評価結果であり、各委員の実績を集計したものととなります。はじめに大項目 1 番「最適化活動の成果目標」の(1)「農地の集積」からご説明します。(1)「農地の集積」については、集積率の目標を 68.6%と定めておりましたが、実績は 64.5%でありました。目標に対する達成率は 94%となり、左下別表 1 の表 2 の(1)の①「農地の集積」において、「達成率 90%以上、110%未満」に当てはまることから、付与される点数は 3 点となります。上の表に戻りまして、(2)「遊休農地の解消等」については、緑区分遊休農地の解消面積の目標を 12.8 ヘクタールと定めておりましたが、実績は 4 ヘクタールでありました。目標に対する達成率は 31.2%となり、左下別表 1 の表 2 の(1)の②「緑区分の遊休農地解消」において、「達成率 90%未満」に当てはまることから、付与される点数は 1 点となります。また上の表に戻りまして、次に(3)「新規参入の促進」について、あっせんの申し出があった面積である同意・公表面積の目標を 40.9 ヘクタールと定めておりましたが、実績は 69.5 ヘクタールでありました。目標に対する達成率は 169.9%となり、左下別表 1 の表 2 の(1)の③「新規参入の促進」において、「達成率 110%以上」に当てはまることから、付与される点数は 5 点となります。上の表に戻りまして、真ん中の大項目 2 番「最適化活動の活動目標」に移ります。(2)「活動強化月間」について、実施回数の目標を 4 回以上と定めており、実績も 4 回でありました。4 回は左下別表 1 の表 2(2)の①「活動強化月間の実施」において、「3 月以上実施した」に当てはまることから、付与される点数は 1 点となります。続きまして(3)「新規参入相談会への参加」について</p>

事務局次長

は、目標を1回と定めており、実績も1回でありました。1回は左下別表1の表2(2)の②「新規参入相談会への参加」において、「推進委員等が1名以上参加した」に当てはまることから、付与される点数は1点となります。また上の表に戻りまして、表の右側の大項目3番「推進委員等の点検・評価結果」に移ります。これまでの点数を全て加算しますと、合計点11点となります。合計点11点は、左下別表1の表1における「10点以上、15点未満」に該当し、目標の達成状況の評語は「目標に対し期待を上回る結果が得られた」となります。「評価ごとの該当する推進委員等の人数」の項目については、先ほど説明した別紙1「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の農業委員会による点検・評価を集計したものになります。「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」が15人、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」が34人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が12人、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」が17人となっております。なお、別紙2につきましては、ホームページで公表するとともに、県知事に報告するものであります。以上です。

議 長

報告第21号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15時50分]